

平成20年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成20年3月24日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(予算審査特別委員長)

議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算

議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第7号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 勝浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

(教育民生常任委員長)

議案第13号 勝浦市立小、中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 国民健康保険勝浦診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第21号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 財産の譲与について

(建設経済常任委員長)

議案第22号 勝浦市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 市道路線の認定及び廃止について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第34号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

議案第35号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第36号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

議案第37号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第4 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

第5 報告

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

開 議

平成20年3月24日（月） 午後1時00分開議

○議長（末吉定夫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

なお、本日の日程に入る前に3月11日の児安議員の質疑に対する答弁について訂正の申し出がありましたので、これを許します。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 答弁の訂正についてお願い申し上げます。去る3月11日の議案質疑の際に、児安議員から議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算に關しましてご質問のありました障害者控除の周知について、広報紙以外での文書の取り扱いをただされました。その中で、私から回覧をしたとの答弁をいたしましたけれども、回覧は誤りでございまして、正しくは市窓口に障害者控除対象者認定についての文書を置かせていただきまして周知に努めたということでございますので、訂正し、おわび申し上げます。大変失礼いたしました。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。水野予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 水野正美君登壇〕

○予算審査特別委員長（水野正美君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案6件を審査するため、去る3月17日から19日までの3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦

市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件については全員賛成で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げますと、まず、財政状況について、経常収支比率が年々高くなってきている理由と今後の見通しについてただしたところ、比率計算の分子において人件費は減少しているものの、扶助費、公債費が増加している。逆に、分母が市税の減収、地方交付税の圧縮等により年々小さくなっているため、今後の見通しについては、公債費が平成20年度でピークを迎え、今後は少しずつ減少はしていくものの、歳入が大きく改善される期待はできないことから、経常収支比率の理想値と言われる80%に近づけることは困難と思われると答弁がありました。

また、一般会計予算の歳入では、景気低迷で税が伸びない中、膨大な滞納が生じており、滞納額が累積しない早い時期に処理するなどの方策をとるように意見がありました。

歳出では、市制施行50周年記念式典の内容についてただしたところ、式典については華美にならないを基本コンセプトとして祝賀会等は行わず、シンプルな式典を基調に考えており、経費の主な内容は、会場使用料とし会場設営委託料で、そのほかに功労者の報償費等を予定していると答弁がありました。

また、農林水産業費のふるさと水とふれあい事業の概要と完成後の管理についてただしたところ、この事業は平成17年度から19年度までの3カ年の継続事業であったが、用地払い下げのおくれから、平成20年度までの4カ年計画となった。17年度及び18年度の事業費は8,176万6,000円で、主な事業は総延長625メートルの管理用道路の工事、測量、用地買収、平成19年度の事業費は2,237万4,000円で、主な事業は699メートルのパイプライン工事等、平成20年度の事業費は4,739万3,000円、主な事業は堤体関係の工事、トイレ、100メートルのパイプライン工事の予定。4年間の事業費の合計は1億5,153万3,000円を県は見込んでいる。完成後の維持管理については、市野川区が無償で行うという確約があるという答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計においては、事業勘定で2億円を超える実質収支が見込まれ、さらに1億円の基金積み立てがあり、20年度の保険税を下げる考えはないかとただしたところ、前年度の医療分と20年度の医療分と支援分の合計の比較では、予算上で1.2ポイント所得割において下げ、限度額を3万円上げた額で計算している。国民健康保険税の税率の設定については、市民の負担を考えると下げられればよいと思うが、平成19年度を上回らないようにはしたいと答弁がありました。

次に、水道事業会計においては、水道事業基本計画作成事業の趣旨についてただしたところ、勝浦市水道事業は、今後、施設の改良更新時期を迎え、支出面の増加が予想され、また、現状の課題である未普及対策、耐震性の強化や水道施設のライフライン機能の維持・向上、良質で安全な水の供給の持続等のための資金需要も増大すると予想され、中長期的な経営計画に基づき、計画的に建設資本投資を行う必要がある。このために、市水道事業創設以来の事業経緯、社会環境や水需要の変化等、取り巻く環境を踏まえ、施設や経営面の総合的な分析を行い、おおむね10年間の具体的な施策等を明確にする計画づくりをするものとの答弁がありました。

以上を申し上げます、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長の報告について、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

まず、一般会計予算であります。2008年度の地方財政に対する国の方針は、一般質問でのやりとりでも明らかになりましたように、基本的には小泉構造改革路線の踏襲でありまして、市長答弁でも明らかのように、2006年度骨太方針の歳入歳出一体改革による勝浦市のマイナス影響額は1億9,825万5,000円となっていることが明らかであります。2008年度予算でも地方自治体の厳しい批判の声に押されて、地方再生対策費の創設など、一定の地方への配慮を国が示したものとなっておりますけれども、市長が予算案の概要でも述べておりますように、2007年度の地方交付税の前年対比での大幅減額や、税源移譲に伴った市税での当初予算見込額からの大幅な乖離などで財源不足が拡大した。したがって、2008年度も市税の大幅な増額は期待できない、このように言って、その厳しさを強調しているところであります。

私は、そういう厳しい状況の中で組まれた予算であっても、民生費における障害者共同作業所に対する運営費補助金、あるいはまた商工費における鶴原理想郷施設整備工事費、あるいは土木費における各種改良事業費、教育費における市内小中学校への諸経費の計上や、文化会館建設調査業務委託料の計上や、災害復旧費の諸工事費など、市民生活に寄与する予算の計上、これらについてはもちろん賛意を表するものであります。

しかし、その一方で、国の構造改革路線のしわ寄せとして、新年度では、7月からであっても一般ごみ収集手数料の有料化に伴って、半年分で2,700万円が新たに計上され、それだけ市民負担を強いる結果となったわけでありまして、この計上については、認めるわけにはまいりません。

その上、何と言っても承服できないのは、社会福祉費に後期高齢者医療制度の4月1日からの施行に伴う、それに関連する予算が約2億4,000万円計上されたということでありまして、後期高齢者医療制度については、繰り返しこの壇上からもその中止や撤回を求めてまいりました。そして、その矛盾点も明らかにしてまいりました。ここで改めて申すまでもありませんけれども、今度の4月1日から始まろうとしている後期高齢者医療制度では、保険料は75歳以上の全員から徴収する。そして、滞納者から保険証を取り上げる。そしてまた、月額たった1万5,000円以上の年金者から保険料を天引きする。医療の差別が起こるような危険性が非常に濃厚であるということが明らかになってきているわけでありまして。

今、全国の高齢者から怒りの声が上がっていますし、国会でも4つの野党が廃止法案を提出しました。地方議会でも、岐阜県の大垣市議会でも自民クラブ、自民党が提案した廃止を求める意見書が公明党を除くすべての会派で賛成多数で可決をされました。既に全国では500に近い地方議会が見直し、あるいは中止、あるいは撤回を求めているところであります。

このような声に押されて、扶養親族の保険料の半年間凍結や、70歳から74歳の窓口負担の引き上げの1年間の凍結など、一部の手直しが図られているわけでありまして。まだ施行する前に手直しをせざるを得ないような悪法だと言わざるを得ません。しかし、とにもかくにも、これが4月1日から発足すれば、2年ごとの医療給付費の増加と高齢者人口の比率の増加による財源割合の引き上げによって保険料が

2年ごとに増加していくことは、今の状況では必死であります。

したがって、最初に述べました議案第29号あるいは第30号、第31号及び第32号についても第28号の反対理由と同趣旨で、後期高齢者医療制度の4月実施に伴う関連予算の計上がなされていることにより、反対の意を表するものであります。

なお、予算委員長の報告とは直接関係はありませんけれども、後期高齢者医療に関連の議案第7号、第11号、第12号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号及び第20号についても反対であることを申し添えて討論を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君） 私は、議案第28号ないし議案第33号の各会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。過日、市長の予算説明にもありましたように、少子高齢者の進展に伴い、福祉や介護といった社会保障費等の増嵩が続く一方、歳入の根幹をなす市税の伸び悩みや、国・県からの交付金が減少するなど、厳しい財政運営を強いられている状況下でありながら、第3次実施計画の最終年度として計画に基づいた予算の配分に配慮しつつ、沢倉から部原にかけて海岸通りの路線バス運行を初め、市内の障害者共同作業所に対する運営費の単独助成、うへの放課後ルームの開設、また、学校教育の充実を図るための学校教育指導員設置など、少なからず新たな施策を取り入れた予算の編成は賛意をあらわすところであります。

なお、限られた財源の中にあつて、既に老朽施設への対応が必要となつてきておりますので、事業選択に留意され、将来を見据えた財政基盤の確立を図っていただきたいことを要望として申し上げておきます。

次に、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。国民健康保険制度は、農林水産業や自営業に従事する方々を対象とした保険制度であるがゆえに、高齢化や経済情勢の影響を受けやすく、制度発足当時と比べて高齢者や無職の方の割合がふえているため、医療費の増嵩や担税力の低下が国保財政を圧迫している状況は周知のとおりであり、こうした状況は国が抜本的な制度の見直しを行わない限り、改善されない制度上の問題であります。

このような厳しい保険制度の中にあつて、平成20年度予算は一部限度額の引き上げはあったものの、財政調整基金を有効に活用して保険税率を引き下げたことは評価に値し、本予算は承認すべきものと考えます。

次に、議案第30号 勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、及び議案第32号 勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。いずれの会計も国保会計と同様に国の制度が根幹にあり、市町村の裁量権はほとんどないといった状況から、やむを得ないものと判断し、承認すべきものと考えます。

なお、このうち後期高齢者医療制度特別会計については、新たな保険制度として高齢者に保険料負担もかかることから、より制度の理解を得るためにも、引き続き徹底した周知活動を図られるよう要望いたします。

次に、議案第33号 勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本会計は、第3次計画に沿って老朽石綿管更新事業や老朽施設の改修等を実施するとともに、今後の水道施策のあり方、問題となっている未給水地域への対応、また、社会経済情勢の変化に伴う水需要の将来推計等からなる水道事業基本

計画策定に係る経費を盛り込むなど、市民に安定した生活用水を供給するために必要な予算の計上であり、了とすところであります。

以上申し上げましたように、議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算ないし議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件に対して賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。水野正美議員。

[15番 水野正美君登壇]

○15番（水野正美君） 私は、議案第28号ないし議案第33号について、消極的な立場でありますけれども、賛成の立場で討論をいたします。

基本的には、今、刈込議員の展開した論理をおおむね認めるものでありますが、この問題で一番大きく問題になっているのは、後期高齢者の医療制度にかかわる問題であります。私は、この後期高齢者医療制度は、国民を年齢によって分断し、国民の生きる権利、命を奪うような、憲法に反するような行為である、このように考えるものでありまして、この制度は即刻廃止すべき、このような立場に立つものでございます。憲法第14条は、すべて国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、または社会的責任において差別されないとして述べております。そして、最高裁の判例では、昭和25年10月11日の大法廷でありますけれども、本条は、人格の価値がすべての人間につき平等であり、人種、宗教、性別、社会的身分等の差異により特権を有したり、特別に不利益な待遇を受けてはならないという大原則を示したものであって、法がこの原則の範囲内で各人の年齢、自然的素質、職業、人と人との特別関係等の事情を考慮して、道徳、正義、合目的性等の要求から具体的規制をすることを妨げない、このように判例があります。この意味は、国民がその置かれている状況によって、国が人たるに値する生活を営む権利を有する国民をしかるべく遇するために、特例の援助や補助を与える、こういうものは差別ではないよと、この第14条に違反しないよと、こういう判例だと思っております。

例えば、女性の深夜労働を規制した母性保護の規制、こういうものを保護する。さらには、生活に困る人たちに対して税を免除する。あるいはまた、生活保護費を与える、これは平等に反することではなくて、それは当然のものとして憲法が保障し、最高裁が認めている権利であります。

しかし、今回の後期高齢者医療制度は、まさしく国民を年齢によって分断し、不利益を与える、この不平等扱いであって、著しく憲法第14条の本来の趣旨に反するような悪法であることは間違いない。ですから、私はそういう立場からも、この法律は直ちに撤回すべきだ、こういう立場に立つものであります。

しかし、このことと、法律ができ上がって4月1日から実施されると、こういう段階になって地方自治体として何をするのか。これを地方自治体の首長が一切取り合わずに、議会はこれを否決して、そういうことが可能なのか、こういう点について私は悪法は悪法であったとしても、既に制度として発足して動き出している限りにおいて、それはそれとしてやらざるを得ないのではないかと、このように考えるものであります。

今年の3月19日の日本共産党の機関紙である「赤旗」には、「狛江市、予算案を可決。予算特別委員会、切実な願い盛り込む」という記事がございます。長いので全部を紹介するわけにはまいりませんが、ここの市長は矢野さんという方で共産党の方であります。非常に公明な方で善政をしていることで有名であります。3期を迎えております。記事の中にこういう記事がございます。「同予算案は、被災者に加え、失業や病気などで生活が困窮している人に対するの市民税の減額、免除、後期高齢者医療制度の

4月実施に伴う健康診査自己負担分への助成」、こういうことをうたっている。この予算案に共産党議員団は賛成の演説をしているのであります。

これは後期高齢者医療制度を実施するに当たって、関係する市条例の制定、改正、さらに、それを実施するための予算を共産党員の市長が提案をして、議員が賛成をしている。私は、これは当然だと思えます。ただ、この記事にありますように、市民税の減免や免除、そのほかさまざまな民生、教育問題についての配慮のある政策が一般会計で打ち出されております。これは捨象しますけれども、後期高齢者医療制度の関係についていいますと、ここで書かれていることは、4月実施に伴う健康診査の自己負担分への援助が予算に盛り込まれている。これは、国の制度がこのような悪法であったにしても、実施せざるを得ないという状況の中で、少しでも市民の負担を軽くするためにこうした配慮ある政策を打ち出したというふうに考えて、私は高く評価するものであります。

しかし、これは首長の政策選択の問題と、その市の置かれている財政状況に基底されることは間違いありません。狛江市は、人口は勝浦市の約3倍、一般会計予算の規模も約3倍であります。都会の都市であります。今、勝浦市の財政状況は、財政再建の見通しにありますように、このまま行けば財政再建団体に転落することも現実の問題としてとらえて、それを克服するぐらいの計画が平成17年度に2つの政策として打ち出された。その中で今、勝浦市は苦闘しているわけであります。経常収支比率が97.5%、平成20年度の決算では恐らく99%に手が届くのではないかと、このような状況の中で、勝浦市にどれだけの余力でこういった配慮ができるのか、それは議論のあるところであります。

そうした立場から、私は勝浦の藤平市長が今の財政状況から考えて、今差し当たって4月に実施されるこの後期高齢者医療制度がどのような影響を市民に与えるのかということをはっきりさせられない段階で、しかも現在の財政状況の中で、これを救済し、補助するための施策を打ち出し得ないということについては、一定の理解を示すものであります。

この制度そのものに反対することと、現実の勝浦市の政治の中で、この予算、さらには条例を整えているという制度をきちっと分けて考えて、悪法は悪法として徹底的に撤回させるための闘い、運動をやると同時に、これを現実の問題としてやらざるを得ないというスキームの中で、どうあるべきかを真摯にお互いに議論していくべきである、このように考えて、とりあえず当面の行政側が提案した議案第28号ないし議案第33号については、消極的な立場ながら承認することを表明して、私の討論を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 平成20年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（末吉定夫君） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第29号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第31号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上4件を一括して採決いたします。本案に対

する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第29号ないし議案第32号、以上4件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第33号 平成20年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第7号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

[総務常任委員長 児安利之君登壇]

○総務常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第7号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件は慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第7号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第8号 勝浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第8号ないし議案第10号、以上3件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第11号及び議案第12号、以上2件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第13号 勝浦市立小、中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定について、議案第19号 国民健康保険勝浦

診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 財産の譲与について、以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。高橋教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 高橋秀男君登壇]

○教育民生常任委員長（高橋秀男君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月13日、委員会を開催し、執行部より副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第13号 勝浦市立小、中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号

勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定について、議案第19号 国民健康保険勝浦診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 財産の譲与について、以上10件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第13号 勝浦市立小、中学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第13号及び議案第14号、以上2件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第15号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第15号及び議案第16号、以上2件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第17号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 国民健康保険勝浦診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の制定について、以上4件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第17号ないし議案第20号、以上4件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第21号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第27号 財産の譲与についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第22号 勝浦市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案

第25号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 市道路線の認定及び廃止について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川建設経済常任委員長。

[建設経済常任委員長 黒川民雄君登壇]

○建設経済常任委員長（黒川民雄君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第22号 勝浦市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 市道路線の認定及び廃止について、以上5件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第22号 勝浦市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第22号ないし議案第24号、以上3件は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第25号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第26号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。午後2時10分まで休憩します。

午後1時52分 休憩

午後2時10分 開議

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（末吉定夫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第34号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、議案第35号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第36号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。職員に議案を朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（末吉定夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第34号から議案第36号までの提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第34号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は歳入歳出予算の補正であります。その主な内容を申し上げますと、勝浦市を被告として提起された法定外公共物に係る土地の境界確定請求に対応する経費の計上、医療制度改革に伴う住民情報システム修正業務等に係る国民健康保険特別会計からの財源の繰り入れ、また、老人保健特別会計における医療給付費の追加及び財源調整に対する繰出金の補正であり、歳入歳出予算におきましては、既定予算に5,715万8,000円を追加し、予算総額を71億2,000万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、財源調整のため財政調整基金積立金を1,480万3,000円減額し、民生費におきましては、国民健康保険特別会計の事業勘定に対する繰出金を46万1,000円減額し、衛生費におきましては、老人保健特別会計繰出金を7,179万2,000円追加し、土木費におきましては、勝浦市貝掛字一本松地先の法定外公共物に係る土地境界確定請求の訴えが平成20年2月15日付で東京都文京区本駒込6の14の14の607、佐藤政人氏及び東京都文京区目白台1の8の6、メゾン・ドゥ目白台Ⅱ201、佐藤賢治氏の両名から千葉地方裁判所一宮支部に提起されましたので、当裁判に係る弁護士報酬費63万円を追加しようとするものであります。これに対する財源といたしまして、歳入予算に地方交付税2,704

万1,000円、繰入金3,011万7,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第35号について申し上げます。本案は、平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であり、後期高齢者医療制度の創設等、一連の医療制度改革に伴う住民情報システム修正等に係る財政負担が多額であるため、交付される特別調整交付金及び円滑な施行を図るため交付される高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の交付基準がそれぞれ示されたことによる補正並びに特定健康診査等実施計画の審議のための勝浦市国民健康保険運営協議会開催に係る経費の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,154万4,000円を追加し、予算総額を27億8,966万6,000円にしようとするものであります。歳出予算におきましては、総務費に国民健康保険運営協議会開催に伴う経費として5万円を、諸支出金に住民情報システム修正等に係る財源として、一般会計に繰り出す2,149万4,000円をそれぞれ計上しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金2,200万5,000円を追加し、一般会計繰入金46万1,000円を減額しようとするものであります。

なお、今回の補正予算に至った経緯につきまして申し上げますと、過日の議会におきましても、医療制度改革に伴う電算システム修正等の経費と国庫補助金との乖離につきましては議論があり、また、円滑な施行を図るため交付される高齢者医療制度円滑導入事業費補助金につきましては、交付基準が不明瞭であったことから1,000円のみ計上し、議決を得たところであります。このたび特別調整交付金及び高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の交付基準が示されましたので、当該基準により算定した額を歳入予算に計上し、歳出予算では一般会計へ繰り出すため、住民情報システム修正等に係る特別調整交付金相当額を計上したものであります。

また、勝浦市国民健康保険運営協議会におきまして特定健康診査等実施計画の審議を行うための経費として、当該協議会委員報酬をあわせて計上し、今回、提案したものであります。

次に、議案第36号について申し上げます。本案は、平成19年度勝浦市老人保健特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、見込んだ医療給付費を上回る支出の増加により、3月審査4月支払分の支出に当たり予算不足が見込まれることによる補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に2,497万5,000円を追加し、予算総額を24億6,167万3,000円にしようとするものであります。歳出予算におきましては、医療諸費に2,497万5,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に一般会計繰入金7,179万2,000円を追加し、支払基金交付金1,115万5,000円、国庫支出金3,112万5,000円、県支出金453万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

なお、老人保健医療事業におきましては、法令で定める負担割合により、財源が構成されるところでありますが、本年度におきましては支払基金、国等の予算等の関係から負担割合に見合う収入が見込まれないため、一般会計繰入金をもって調整を図ったものであります。

今回の補正予算に至った経緯につきまして申し上げますと、医療給付費の追加につきましては、本市議会に提案し、議決をいただいたところでありますが、2月、3月の支払いにおきまして見込んだ医療給付費を上回る支出の増加によりまして、3月審査4月支払分の支出に当たり、予算不足が見込まれますことから、今回の補正に至ったものであります。また、医療給付費に係る財源につきましては、法令により負担割合が定められておりますが、支払基金、国、県に本市への交付見込額を確認しましたところ、予算等の関係から負担割合に見合う交付額は見込まれない旨、回答がありましたので、やむなく一

般会計繰入金をもって財源調整をすることとしたものであります。

以上で議案第34号から議案第36号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 議員） 市長から説明いただき、ありがとうございます。私、1期目なものでよく勉強しないといけないもので、こういった補正が議会の最終日に出てくるとなると、一生懸命説明を聞いたのですが、若干わからないところがありまして、それを説明していただきたいと思います。

衛生費でありますけども、老人保健特別会計繰出金7,179万2,000円を追加したということでありまして、これは要は予算のときに見込みが甘かったということなんでしょうか。この点だけお聞きしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を申し上げます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。予算の見込みにつきましては、今回、先ほど市長の説明にもございましたように、3月の本議会に提案をいたしまして、ご承認をいただいているところでございますが、予算編成に当たりました時期が1月末ということということで、実質的には3カ月分、今後、補正を見込むというような形で提案を申し上げたところでございます。平成19年度におきましては、医療給付費に限って申し上げますと、月大体1億8,000万円から2億円ぐらいを支出している状況にございまして、平成19年度に限りましては2億円を超えた月が二月ということでございます。その一番最高額も2億800万円ということでございますので、今後、寒くなることもある程度考慮いたしまして、引き続き2億1,000万円というような形で三月分を見込みまして、本議会に上げさせていただいたところでございます。

しかしながら、医療の件数自体は減っているのですが、入院患者のほうが多くなっているということございまして、それだけ体調を崩されて入院という状態になる方が多くなったために、2月分の支払いにおきましては約700万円ほど、また、3月分の支払いにおきましては大体300万円ほど多く支出という形になりましたので、先ほど申しましたように、補正で見込みました月、約2億1,000万円を上回るというような状況になりまして、今回の補正の追加というような形になった次第でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 前段に関連するのだが、そうは言っても、物件費などで決算見込みの見込みを立てると、相手が生身の人間の医療に関するもので見込みを立てるのでは違うのだが、しかし、今までの経験からすれば、年度末における最終補正というのはほとんどは赤黒補正で、決算に近い状況の予算立て、プラスマイナスで調整しているわけなんです。今回、このように突発的というか、何か特殊な状況の変化がない限り、こういうことが起こり得るとことは通常では余り考えられないのですが、今の説明では、例年の実績を勘案しながら見込んだが、しかし、今回は亡くなる人が思ったよりも多かった。果たしてそれだけの理由なのかどうか、どうしてこういうふうになってきたのか、まだレセプト関係は時期的に把握できないけれども、しかし、可能な限り補正して、特に年度末は注意して行うわけだから、その辺のところ、もう一度、重複質問で申しわけないが、説明をお願いしたい。

もう一つは、年度末も本当にぎりぎりの段階での補正ですから、補正の財源内訳が国県支出金がマイナスで、支払基金交付金もマイナスで、その分、一般会計の7,000万円余りということは、それは窮余の策で、それはやむを得ないという点もあろうかと思うのだが、しかし、国県は要求したって平成19年度

では来ないのはわかりますよ。平成20年度で時期的にはこれがどうはね返ってきて、一般財源の7,100万円をどう埋めていくのかという点は、どの辺の時期、あるいは埋め戻す確度の問題、そういう点についてはどうなのか、それについてお答えをいただきたいというふうに思います。

一般会計なんですが、関連で申しわけないんだが、専決処分の報告が提出されておりますが、これに対する経費は、要するに賠償経費はどこの会計のどこの費目から出されていたのか、この辺についてお聞きしておきたいと思います。

それに関連をして、報告そのものには質疑できないんだが、しかし、その報告を見させてもらうと、2件とも過失相殺がなく、100%市側が悪いとあるんだが、これは通常の交通事故では考えられないと私は思うんですね。なぜ、そういう状況なのかについても、議長、申しわけないですが、関連でよろしくをお願いします。

○議長（末吉定夫君） 児安議員に申し上げます。専決処分の報告については議題となっておりますので、ご承知を願います。それでは答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。理由ということでございますが、概略的には先ほど根本議員にご答弁申し上げたとおりでございますが、私のほうも確かに結果論的には議員ご指摘のとおりだと考えます。確かに、本年度におきましては、12月におきまして死亡者が22名、1月におきましては死亡者が32名、2月におきましては死亡者が25名と。その前の月あたりですと大体10人台で推移しておったというのが平成19年度の推移でございましたけれども、確かに死亡者が多いということは、結果的に通院されていた方が体調を壊し、入院されて、結果として病院のほうでお亡くなりになられたというのが一般的パターンではないかと思えます。

入院の場合ですと、入院外と比較をいたしますと、これはまず国保分の医科分なんですけれども、1件当たりで大体20倍ほど金額的にかかります。1日当たり直しますと大体1.8倍ぐらいと。また、社会保険におきましても1件当たり比較でも大体26倍、それと1日当たり比較でも約2倍というような形で、入院外から入院という形になりますと、経費のほうも非常に嵩むということにつきましては、今申し述べたとおりでございまして、その辺に関しまして十分精査できなかったということにつきましては、冒頭にも申し上げましたように、議員ご指摘のとおりだと考えます。

次に、老人保健の国、県支払基金に関します負担の関係でございまして、これも市長の説明にもございましたように、法令で定まっておりますので、当然、最終的な精算の段階におきましては、それぞれ定められた負担割合に応じて、それぞれの機関がその分を負担するという形になります。したがって、5月の出納閉鎖を終わった後、精算という形になろうと考えますので、6月の議会には上程を申し上げ、精算をしたいというような形で考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 予算に関連しまして、交通事故の関係であります。損害賠償審査委員会が1月23日に開かれた関係から、予備費を充当して損害賠償に充ててあります。なお、児安議員ご指摘の今回の関係につきましても、後ほど報告関係で申し上げますが、市の損害賠償審査委員会の審議をいただいた結果に基づいて過失割合等を判断し、対応しております。なお、当該職員に対します公務員法の29条に関します懲戒処分等については、その内容等によって判断しているわけですが、今回の内容につきましては故意あるいは重大な過失に当たらないとした判断の上で、嚴重注意というふうな形にさせていただいております。なお、今後このような事故が起きないよう、職員に対しましては再発防止等について周知徹底を図っていくという考えでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 老人保健なんだが、そうすると、5月の出納閉鎖以降、6月に精算できるというんだが、今回計上されてきた7,000何ぼの一般財源はその同額がちゃんと確保されるような計算になるのか、もう一度お尋ねしたい。

前へ戻って恐縮ですが、一般会計の方で医療制度の改革に伴う住民情報システム修正業務の関係が国保特会から繰り入れで来てるんだが、この情報システムがどう改良されて、現時点でどこまで進捗して、総額どの程度のお金が現時点で支出になるのか、これについてもお尋ねしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、国、県支払基金に対します精算時における状況ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、法令で負担割合のほうが定まっております。これは現在の予算ベースでございますが、本来ですと支払基金が1,288万4,000円、今回の予算は追加という形にならなければならないんですが、マイナスの1,115万5,000円となっております、差といたしまして2,400万円ほどございます。また、国庫支出金におきましても、本来ですと806万円ほどの追加があるべきところを、同じように約3,100万円の減額と。また、県におきましても、本来ですと201万5,000円の追加であるべきところが453万7,000円の減額という形にそれぞれなっております。したがって、本来でありますれば、市の持ち分も、これは概略でございますけど、12分の1という形になりますので、今回の補正に至りましては、本来であれば201万6,000円の追加でよろしかったところを7,179万2,000円というような形の増額となっておりますので、この差額、約6,900万円につきましてはそのままこの数字において決算がもしなされたとすれば、精算がなされるというような形になります。

次に、住民情報システムの関係につきまして、進捗状況がどうかということでございますけれども、契約額で申し述べさせていただきますと、これは関連経費すべて含めてでございますが、7,100万1,500円が現在の契約額でございます。

進捗状況につきましては、私のほうは、実質的には情報管理系のほうにある程度お願いしてやっていたところもございまして、特段の支障につきましては報告を受けておりません。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 午後3時まで休憩します。

午後2時41分 休憩

午後3時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民情報システム改修の進捗状況について答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 大変失礼いたしました。システム改修のほうの進捗状況につきましてお答え申し上げます。業者段階では、現在100%ということになっておりまして、最終確認を現在しているところであります。今週中にそれが確認されまして、4月1日稼動ということでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） そうすると、今のですけど、これが4月1日から始まるということになれば、遅滞なくというか、スムーズにそれが作動すると、機能すると、こういうふうな認識でいいのかどうか、もう一度お願いします。

また新たに言って申しわけないんですけど、国保のほうの24ページの高齢者医療制度円滑導入事業費

補助金51万1,000円、これは後期高齢者じゃなくて高齢者分の例の医療制度改革、後期高齢者医療制度に伴って75歳未満、60歳から74歳まで、その半年延期とか1年凍結とかいろいろ、さっきも討論で言いましたように制度の見直しが若干出ているのだが、それに伴うものと、保険証交付とかその他あると思うんですけど、この際、もう一度改めてお聞きしておきたい。

もう一回、整理してお聞きすると、広域連合からは75歳以上に対する保険料を支払うんだけど、保険証の交付があるかと思うんですね。だから、一つの家族の中に広域連合からもらう保険証と市の保険者、担当は市民課だというふうに思いますが、市民課から送付される保険証、こっちは保険税の保険証なんだけど、いろいろ入ってくると思うんだが、その辺はどういうふうにこの4月1日以降は進んでいくのか、よくわからないという人も結構いるわけですね。

もう一つ、これも関連して申しわけないんだが、75歳未満であっても心身障害者、この人たちは後期高齢者医療制度に加入できるわけですね。健常者の場合は75歳以上ならいやだなしに、選択の余地なく、強制的に後期高齢者医療制度に入らざるを得ない。しかし、60歳以上74歳未満の障害者については、後期高齢者のほうへ入ってもいいよ、抜けてもいいよ、こういう選択の自由があるんだが、勝浦の住人の場合、勝浦の国保の被保険者になるのがいいのか、あるいは、広域連合の被保険者になるのがいいのか、一応、説明はあるんだけど、それだけではとてもわからないというのが実態だと思う。つい二、三日、昔の私の同僚が窓口に来ていて、兄貴の選択するんだけど、どうしたらいいのか、読んだってさっぱりわからない。勝浦市には、大体114名該当対象者がいるんだと、こういう話であるわけです。役所でつかんでいるのは、そうすると、その人たちは4月1日以降、どう選択していったらいいのか。これを聞いてみると、単に一遍の文書で周知がされていて、窓口のところにポスターが張ってあって、進んでいる自治体では、それこそさっき討論があったような、余分なことは一切やらない自治体もあるけども、自治体のサイドでできる、そういうことを一人一人面談して選択の有利なほうをとってもらようなやり方をしている。基本的に姿勢が違うわけですね。そういう点は勝浦市の場合、もう始まるうとしているが、どうやってやっていくのか。その点についてもあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、順調に行っておりまして、4月1日から問題なく稼働するというところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、同じ家族の中で保険適用がそれぞれ違うということですが、当然、違うことにつきましては、議員おっしゃられたとおりでございます。確かに一家の中で国保の方もいらっしゃる、後期高齢者医療保険の適用の方もいらっしゃるという形で、そうなりますと、制度がこのままある程度根づくというか、皆さんにご理解いただくまでは、確かに市のほうにおきましても、周知、もしくは広報等を図っていかねばいけないものと考えております。

次に、障害者の関係でございますけれども、この件につきましても、議員ご指摘のとおりでございます。2月末で勝浦市の場合ですと121名、確かにいらっしゃいます。撤回の件につきましても、これもご指摘のとおりで、65歳から74歳までの方に限りましては、いつでも自分の自由な意思によって後期高齢者のほうに移行しないことができるということでございます。私のほうでも、データの古いですが、14名ほど後期高齢のほうにはいかないよという形の方がいらっしゃるということは私のほうも聞いております。

どちらが有利かということでございますが、これは支払うほうの保険の負担という形になりますと、現状で単純に計算をいたしますれば、勝浦市のほうが平等割もございませし、また、資産割もございませ。また、所得割につきましても、今回、この当初の予算に対しましては、医療分と支援分を合わせまして7.0%ということでございますが、後期高齢のほうですと7.2%か7.4%だったと思いますけれども、比率的には若干上がっておりますけれども、先ほど申しましたように、平等割等考えてまいりますと、単純比較では後期高齢者のほうが保険的には低い額で済むという形になると思います。ただ、限度額を超過している世帯におきましては、また話が違ってまいりますので、私のほうといたしまして今言えるのは、どうしてもそういう特殊な例を除いては、後期高齢のほうが一般的には少ないのではないかとということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号ないし議案第36号、以上3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号ないし議案第36号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第35号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第36号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第37号 固定資産税評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第37号 固定資産税評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。本案は、来る3月31日、任期満了となります固定資産税評価審査委員会の委員に細矢光男君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

細矢光男君の経歴を申し上げますと、昭和31年3月、千葉県立長狭高等学校を卒業後、昭和45年6月、勝浦市役所に就職、平成9年3月、市役所を退職するまでの間、税務課固定資産税係長、清掃事務所長、夷隅郡市広域市町村圏事務組合事務局長などを歴任され、平成17年4月から固定資産税評価審査委員会の委員に選任され、現在に至っております。よろしくご審議の上、ご同意あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第37号 固定資産税評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第37号については同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年4月1日から後期高齢者医療制度が始まりますが、この事務を所管する常任委員会の定めがないことから、教育民生常任委員会の所管として、先ほど可決された勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の規定に合わせて、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、議案第20号については、議会運営委員会において協議し、教育民生常任委員会に付託した次第でありますので、申し添えます。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（末吉定夫君） 日程第4、勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙であります。

まず、勝浦市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、従前の例により、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

勝浦市選挙管理委員に、串浜1033番地、君塚七郎君、鶴原65番地の1、屋代 寛君、小羽戸321番地、関 弘男君、宿戸84番地、土屋正夫君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました君塚七郎君、屋代 寛君、関 弘男君、土屋正夫君を勝浦市選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました君塚七郎君、屋代 寛君、関 弘男君、土屋正夫君が勝浦市選挙管理委員に当選されました。

次に、勝浦市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

勝浦市選挙管理委員補充員に、興津2580番地、関川 彰君、中倉416番地の1、塩田信夫君、部原67番地、江澤始一君、上植野1254番地、中村 了君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました関川 彰君、塩田信夫君、江澤始一君、中村 了君を勝浦市選挙管理委員補充員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました関川 彰君、塩田信夫君、江澤始一君、中村 了君が勝浦市選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました勝浦市選挙管理委員補充員の補充順位は、関川 彰君、塩田信夫君、江澤始一君、中村 了君の順にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、補充順位は、関川 彰君、塩田信夫君、江澤始一君、中村 了君の順と決しました。

報 告

○議長（末吉定夫君） 日程第5、報告であります。

報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告について、以上2件について一括して市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、1月25日、専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、それぞれ報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第1号及び第2号の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後3時23分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第37号の総括審議
1. 発議案第2号の総括審議
1. 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙
1. 報告第1号及び報告第2号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員